

令和3年度第1回福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会（議事概要）

日時：令和3年8月24日（火）14時00分～15時20分

場所：福岡県庁 特1会議室

出席者：○委員10名（牛房委員※、片平委員、神村委員、北川委員※、久保田委員※、高木委員、寺澤委員、野崎委員※、槇林委員※、山崎委員※）

※WEB出席

○事務局4名（市村薬務課長、楠元課長技術補佐、今村監視係長、丸山主任技師）

○オブザーバー（6名※）※WEB出席

内 容

- （1） 令和2年度下半期ジェネリック医薬品流通実態調査の結果について
- （2） ジェネリック医薬品の使用割合目標について
- （3） 令和3年度のジェネリック医薬品使用促進の取組み予定について
- （4） その他

議題1 令和2年度下半期ジェネリック医薬品流通実態調査の結果について

事務局：

（資料1で説明）

- ・卸売業者等を対象に半年毎に実施しているジェネリック医薬品の流通実態調査に関して、令和2年度下半期の結果を御報告するもの。
- ・卸売業者等14社から県内医療機関及び薬局に販売されたジェネリック医薬品の市場シェアは、数量ベースで、令和2年度下半期において76.9%となっており、前期と比べ1.6ポイントの上昇となった。（折れ線グラフの白抜き四角の箇所）
- ・半期の末月の令和3年3月単月のみの結果は78.6%で、令和2年9月単月と比べると1.9ポイントの上昇となった。（グラフの黒丸の箇所）
- ・なお、上半期調査と合わせた、令和2年度の年間の結果は76.1%であった。
- ・全国では、令和2年9月単月で78.3%であった。（点線折れ線グラフの黒三角の箇所）
- ・本県、全国のいずれも、前回調査時点より上昇しているものの、直近の調査時点においては、目標値の80%に到達できていない結果となっている。

<意見・質疑応答>

特になし

議題2 ジェネリック医薬品の使用割合目標について

事務局：

（資料2参考、資料2で説明）

- ・ジェネリック医薬品の使用促進は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであることから、国を挙げて推進されている。
- ・ジェネリック医薬品の使用割合目標に関し、国の審議会等における最近の資料を抜粋し、資料2参考資料にまとめた。
- ・1コマ目から、財務省の資料である。後発医薬品に関する診療報酬上の加算・減算をはじめ促進策が図られているが、中段左の折れ線グラフにあるとおり、2020年9月までに数量シェアで80%以上という目標に対し、78.3%と達成できていないことが示されている。また、下段左の都道府県別の棒グラフのとおり、地域差があることが分かっている。
- ・2コマ目、財務大臣・厚生労働大臣合意において、更なる使用促進のため、後発医薬品使用割合の見える化や公表を医療機関等の別に着目して拡大することの検討等に言及されている。このように、財務省においても、後発医薬品の使用促進には注目されているところである。
- ・3コマ目から、厚生労働省の資料である。4コマ目、現状として、80%の目標に届いていないこと、また、最近の後発医薬品メーカーの不祥事により、後発医薬品への信頼が低下していることが示されており、5コマ目の下段において、信頼回復に向けた取組の推進が課題であることが示されている。また、財務省の資料と同様に、都道府県ごとの使用割合にばらつきがあることが示されている。
- ・6コマ目、現状と課題を踏まえ、国において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とする新たな目標が掲げられている。
- ・7コマ目から、中央社会保険医療協議会薬価専門部会において、医薬品メーカー団体である日本製薬団体連合会が提出した資料である。
- ・8コマ目では、品質問題に端を発した不適正事案について、9コマ目では、品質問題を再発させないための団体としての取組として、GMP省令等の遵守状況調査や承認書と実態の齟齬の自主点検等の取組などが記載されている。
- ・10コマ目で、団体の取組として、コンプライアンス・ガバナンス体制の強化、11コマ目で、安定供給確保の取組等が記載されている。
- ・12コマ目、本年6月18日に閣議決定された「経済財政と改革の基本方針2021」、いわゆる「骨太の方針2021」にて、国における新たな目標について明記されたことを示している。
- ・福岡県におけるジェネリック医薬品の使用割合目標について、13コマ目の福岡県総合計画では、平成33年度末（すなわち令和3年度末）で80%以上、14コマ目の医療費適正化計画では2023年度で同じく80%以上という目標を掲げていることを示している。
- ・資料2の3段落目、本県において、令和2年度下半期の使用割合は76.9%であり、80%の目標に達していないことを示している。

- ・現状及び国の新目標を踏まえ、福岡県においても、現行の医療費適正化計画及び総合計画の80%以上という目標を据え置き、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでまいりたいと考えている。

<意見・質疑応答>

片平委員：福岡県の医療費適正化計画及び総合計画で到達目標期間に差があるのは何故か。
また、医療費適正化計画の2023年度と、総合計画の令和3年度末と、どちらを目標とするのか。

事務局：医療費適正化計画及び総合計画では計画設定期間が異なっている。医療費適正化計画は、ちょうど今般の国の目標期間とも合致する。総合計画については、次期総合計画の策定において、最終年度を目標期間として定めつつ、実質的には2023年度末までに目標達成を目指すことになる。

議題3 令和3年度のジェネリック医薬品使用促進の取組み予定について

事務局：

(資料3で説明)

- ・令和3年度のジェネリック医薬品使用促進事業は、資料にあるとおり3つ。
- ・1つ目は、高齢者向け啓発資材の作成である。平成28年度に作成した資材の改定を行いたいので、文言やデザインについて御意見いただきたい。
- ・2つ目は、子ども及びその保護者への啓発事業である。昨年度、福岡市と北九州市にて配布した子供向けの啓発リーフレットとジェネリック希望シールを、県内60市町村に広げて配布するというもの。
- ・3つ目は、レセプト分析についてである。数量シェア80%目標達成に向け、課題やターゲットの明確化のため、レセプト分析を実施したいと考えているので分析指標など、ご意見いただきたい。

① 高齢者向け啓発資材の作成について

(資料3-1、資料3-1参考で説明)

事務局：

- ・現在も後期高齢者医療広域連合が中心となって、いわゆる差額通知など、様々な施策を講じているところ。その1つに当協議会で平成28年度に作成した啓発リーフレットとポスターがあるが、今回、より啓発効果の高いものに改定したい。
- ・改定した資材は、後期高齢者医療広域連合と連携して、後期高齢者医療保険の被保険者へと配布してまいりたい。
- ・作成は公募型プロポーザル方式とし、本協議会における御意見を基に、事務局にて仕様書を作成し、複数のデザイン会社から案を出していただき、その中から適したものを選

ぶ、という流れとしたい。

- ・応募された企画・提案の選定における審査は、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会委員及び福岡県保健医療介護部薬務課職員（課長補佐以上）とし、書面による審査としてはどうか。御意見いただきたい。
- ・資料3-1参考の3、4コマ目にて、変更案を示している。キャッチフレーズやイラストについて御意見いただきたい。5コマ目のポスターについては、リーフレットに連動して、改定してまいりたい。
- ・6コマ目にて、掲載データ案を示している。高齢者は処方箋1枚の薬剤料が高い一方、ジェネリック医薬品の使用割合が低い、ということを示すグラフである。このようなグラフを掲載するにあたり、御意見をいただきたい。

<意見・質疑応答>

神村会長：イラストについて、お年寄りが入っていることと、また将来に繋がりたいという観点から子どもが入っていることがよいのではないか。

事務局：御意見承知した。

神村会長：6コマ目のグラフについて、65歳以上と65歳未満の2つに分けて、処方箋1枚の薬剤料（オレンジ色のバー）とジェネリック医薬品の使用割合（水色のバー）を比較してはどうか。また、リーフレットに6コマ目のグラフ全ては入らないように思われるので、簡略化してはどうか。

事務局：ご意見を踏まえ、グラフの作成方法を検討させていただきたい。

神村委員：リーフレットの企画・提案の選定における審査は、事務局の提案のとおり実施することで問題ないか。また書面審査でよいか。

委員一同：（異議なし）

神村委員：残りの点については、事務局にて検討とする。

② 子ども及びその保護者への啓発事業について

（資料3-2で説明）

事務局：

- ・15歳未満の子どもにおいて、ジェネリック医薬品の使用割合が低いということに着目し、令和2年度に子供向けの啓発用パンフレットとジェネリック希望シールを作成した。
- ・令和2年度は、福岡市、北九州市の2つにおいてのみ配布したが、今年は60市町村に範囲を広げて配布してまいりたい。
- ・具体的な配布対象は資料3-2の2コマ目に記載のとおり、国民健康保険の被保険者の県内15歳未満であり、ジェネリック医薬品を使用することにより薬剤費を100円以上下げられる者がいる家庭を対象として配布する予定である。

・本事業を今年度も行うこと自体は、令和2年度にもご了承いただいていたものである。

<意見・質疑応答>

片平委員：昨年度の事業の成果や効果測定は、いつ頃か。啓発を行うこと自体が目的ではなく、若年層、ひいては全体のジェネリック医薬品使用割合を底上げする意図と思われるが、どのように考えているか。

事務局：今年度、該当者の抽出を実施することを検討している。抽出した該当者のうち、昨年度送付した該当者がどの程度抽出されているのか分析することは可能と考えられる。

時期については、今年度の9～10月頃にデータ抽出を実施することとしているので、その時期に見えてくると思われる。

片平委員：次回の協議会では、粗方の分析の報告は可能か。

事務局：然り。

神村会長：子どもについては、医薬品の味の問題がある。先発医薬品の味に慣れてると、後発医薬品に変更しづらい。この事業自体を否定しているものではないが、同時に小児科の先生方へ何か働きかけをしたほうがよいのではないかとと思われる。

寺澤委員：子どもの診療においては、自己負担がない。このため、後発医薬品への誘導というのは、なかなか難しいのではないかと考える。

しかしながら、後発医薬品の味が良く、使いやすいものも存在するため、そういった観点から積極的に情報提供するという事は、一つの方法ではないかと考える。

神村会長：初めての使用であれば、ジェネリック医薬品がよいのかもしれないと考える。

寺澤委員：小児科の医師の先生にはお考えがあり、自身の決めた処方があるため、難しい可能性がある。このような傾向や変更不可チェックについて、年代別に調べてみるというのも、一つの方法ではないかと考える。

③ レセプト分析について

事務局：

- ・資料2のとおり、ジェネリック医薬品使用割合の全国平均値は80%を下回っており、今般、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上という新たな目標が設定されたところ。
- ・2コマ目は、資料1の説明と同様、福岡県のジェネリック医薬品使用割合は80%に届いていないことを示している。ジェネリック医薬品使用割合は、80%近くでかなり頭打ちに近い状態になっており、伸び率も鈍化してきているところ。
- ・3コマ目、昨年度作成した当協議会の第4期中間報告書の記載においても、県内一律の事業によって効果的な使用割合上昇を望むのは困難となってきたと分析されてい

る。すなわち、今後使用割合を上昇させるためには、使用割合が低い要因に対してピンポイントに促進していくことが必要であると考えられる。なお、ジェネリック医薬品使用割合を下げないために、これまで実施してきた施策や今後実施しようとしている施策も必要であることを申し添える。

- ・ 4 コマ目、ピンポイントな促進策が必要と申し上げたところであるが、一般のジェネリック医薬品に対する信頼の回復が待たれるところであり、今年度促進策を打つことは妥当ではないと考えている。そこで今年度は、ピンポイントな促進を実施するターゲットや、課題を明確化するための検討、分析を実施することとしたい。
- ・ 6 コマ目、具体的な分析案として、地域ごと、又は医療機関ごとと言ってよいのかもしれないが、まずはどういったところでジェネリック医薬品の使用割合が低いのか、明らかにしてまいりたい。そして、そうした地域にある医療機関の種別や、院内処方なのか院外処方なのかといったこと、また診療科や一般名処方加算の算定の具合など、そうしたこととどのような相関性があるか確認してまいりたい。
- ・ レセプト分析に関して、このような分析指標はどうか？といった御提案や御意見をいただきたい。

<意見・質疑応答>

片平委員：国民健康保険の加入者という理解でよいか。後期高齢者医療保険の加入者は対象とはならないのか。

事務局：現時点では、国民健康保険の分析を想定しているが、どの保険加入者を対象とするかについて、検討の余地はある。

片平委員：協会けんぽにおいても、地域別に分析をしているところである。国民健康保険の加入者と協会けんぽの加入者を合算すれば相当数のシェアとなる。すり合わせにより、同一の歩調を取ればと思う。

高木委員：後発医薬品は流通に問題が生じており、全く入ってこないという事案が発生している。このため、致し方なく先発医薬品に変更しなければならないという状況がある。こうした事案を数値化し、このレセプト分析に反映することはできないか。なお、今年のジェネリック医薬品使用割合は下がってしまうのではないかと懸念している。

神村会長：昨年度のレセプトと比較は可能か。

事務局：データの収集に関して、他課との調整の上で検討させていただきたい。今年のみデータであったとしても、極端に使用割合が低い医薬品がある等場合には、Y J コードが判明するのであれば、出荷調整がかかった品目等については、ある程度除外して分析する等、手法の検討が可能。

高木委員：反映できそうな事項があれば、ぜひお願いしたい。

神村会長：できる範囲で分析していただきたい。

寺澤委員：調査項目の決定は薬務課が実施するのか。また、調査項目はいつ頃決定するのか。
事務局：薬務課にて検討し、決定する。今後、委託先等、調査項目も含め検討していく予定である。

議題4 その他

① フォーマュラリーの導入と後発医薬品について

事務局：

(資料4で説明)

- ・フォーマュラリーとは、医療機関等において、医学的妥当性や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針を意味するものである。医学的妥当性は、有効性・安全性などについて、論文等の科学的根拠に基づき評価される。
- ・フォーマュラリーはジェネリック医薬品の推進もさることながら、医療安全の向上に資するものとして、フォーマュラリーを県として推進するかどうか検討するために、その前段階として、専門の委員の先生方にご意見を伺いたく、フォーマュラリーについて議題とさせていただいた次第である。
- ・この議題を以て何かが決定するものでないので、忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・フォーマュラリーは良質で低価格な医薬品を使用指針に基づいて選択し、標準薬物治療を促進することが可能となる等、色々なメリットがある。
- ・骨太の方針においても、その活用が明記され、政府としても推進事項の一つとして掲げられている。
- ・昨年度実施された調査によると、フォーマュラリーを定めている病院はまだ6.1%であり、フォーマュラリー設定が困難と考える理由として、マンパワーが不足していることや、院内ルールの合意形成が困難であることが挙げられている。
- ・そこで委員の先生方には、資料4下部の論点に挙げた事項について、ご意見をいただきたい。
- ・1つ目は、本県で、フォーマュラリーの導入促進を行っていくことについて、どのように考えるか。
- ・2つ目は、本県においてフォーマュラリーの促進を図る場合、フォーマュラリーの導入・設定における支障をどのようにしたら解消できると考えるか。
- ・3つ目は、フォーマュラリーの導入により、医学的妥当性を踏まえた選択がなされ、医療機関における後発医薬品への疑念が払拭される可能性があるが、どのように考えるか。
- ・4つ目は、本県でのフォーマュラリーの導入による好事例があれば、ご教示いただきたい。

<意見・質疑応答>

神村会長：フォーミュラリーは、新薬の採用を認めないというものではなく、処方制限するものでもない。あくまで、標準的な薬物療法を実施するための一つの手段である。

院内フォーミュラリーは各病院において作成するものであるため、この協議会で関知するものではないと考える。この協議会では、地域フォーミュラリーを取り扱うことが妥当と考える。

片平委員：この場で議論する内容なのか疑問。あくまで、本協議会はジェネリック医薬品の使用促進を協議する場ではないか。いわゆる医療費適正化とは、議論を異にしているところと考える。地域フォーミュラリーをどのように捉えるかという意味では、妥当性は理解するものの、そもそもこの協議会で議論する内容であるのか。

事務局：ご指摘のとおり、フォーミュラリーはジェネリック医薬品の使用促進の本筋からは外れていることは承知している。ジェネリック医薬品の使用促進にせよ、フォーミュラリーにせよ、医療費適正化の側面がないわけではないため、本日は、専門家の先生方にお集まりいただいているので、あくまで御意見をお伺いしたいという趣旨。何かを決定したいというものではない。

寺澤委員：中医協でも議題として取り上げられ、日本医師会としては反対した案件である。

フォーミュラリーがジェネリック医薬品とあまりにも結び付きすぎると、いかななものかと考える。どちらかという、医薬品の適正使用と関係性があるのではないか。

フォーミュラリーは医療費適正化というより、医学教育として考えるべき。医師が治療していくための正しい医薬品の使い方という観点でスタートしないと、少し違った話になるのではないか。しかし、非常に大事なことではないかと思っている。

事例として、九州大学も作成していたと記憶している。なお、外国では、地域や国全体として、定められている場合もある。

高木委員：薬剤師会の中でも、地域フォーミュラリーについて議題となる。しかし、動けておらず、適正使用、医療安全の面から、非常に重要なことだとは考えるものの、福岡市、北九州市、福岡県という規模の大きい単位でフォーミュラリーを作るとなると、かなりの労力が必要になるものとする。

この協議会で行っていくのは、難しいものとする。別の会議体で、しっかりと考えていかなければならないものと考えている。

様々な大学や基幹病院を含めて熟慮しないと、しっかりとしたフォーミュラリーは作られていかない。作成したものが利用されなければ意味がない。

ジェネリック医薬品を有効に使用するという点については、全く構わないものと思う。一方で、やはり使用促進とは別に考えるべきことであるという印象がある。

神村会長：この協議会で県全体のフォーミュラリーを作成、議論していくことは困難と考える。地区を限るなど、小さな単位で作成していくことが現実的ではないか。

事務局：委員の皆様にご指摘いただいたとおり、フリートークという形で情報共有いただきたいと整理すべきであった。

先々においては必要な施策ではないかと、我々も検討を始めたところ。専門的な見地から御意見や情報をいただければと考え、お伺いさせていただいた次第。今後も検討を進めてまいりたい。

② ジェネリック医薬品に対する信頼の回復に向けた日本ジェネリック製薬協会の取組みについて

山崎委員：

(資料4-2で説明)

- ・当協会の会員企業による違法行為のため、後発医薬品の信頼を著しく失墜させたことについては遺憾であり、当協会としても重く受け止めているところである。
- ・品質を第一に、少しずつではあるものの、供給不安解消のため各メーカーが取組を実施しているところであるため、何卒よろしくごお願い申し上げます。
- ・3コマ目、協会として、小林化工株式会社、日医工株式会社には、これまでで最も重い措置を実施している。また、行政からも処分を受けている状況である。
- ・5コマ目、当協会は正会員39社であり、日本のジェネリック医薬品の約4分の3を供給している。
- ・7コマ目、当協会は、GMPの3つの原則に則り、ソフト面、ハード面から、高いレベルを保つということが品質を担保する第一のことと考えている。また、GQPについて、製造販売業者として、製造業者をどのように監査・査察していくか、この点が注目を浴び、ご迷惑をおかけした点とも考えている。
- ・9コマ目、ジェネリック医薬品品質情報検討会についてお示ししている。当協会のホームページにて、論文等を掲載し、調査結果を公表しているところである。
- ・10コマ目から、当協会の取組について説明する。①品質確保への取組、②安定確保への取組、③コンプライアンス・ガバナンス体制の強化、④協会を挙げて2事案の検証、組織体制強化、情報発信、この4点について取り組んでまいりたいと考えている。特に3点目のコンプライアンス・ガバナンス体制の強化が重要であると考えている。
- ・11コマ目、品質確保の取組について紹介する。(2)の3)、原薬の取り違え防止策に関する事例調査を実施し、当協会会員会社のすべての製造所(63製造所)について問題なしを確認済である。また、4)、製造販売承認書と製造実態の整合性確認について、令和3年3月25日より、各メーカーにおいて現在実施中である。計画や進行状況は、各社のホームページにてご紹介しているところ。また、5)各社の品質保証/品質管理(QA/QC)の人員数調査も実施し、現在精査中である。

- ・ 12コマ目、安定供給確保への取組として、会員会社への増産計画アンケート実施し、状況を調査しているところである。
コンプライアンス・ガバナンス体制の強化としては、(2) 経営層向け研修会を開催し、上級経営陣に求められることについて外部有識者による講演を実施したところ。また、(3) 協会による GMP 相談体制の確立や、(4) 内部通報制度対応状況に関するアンケートも実施したところ。
- ・ 13コマ目、協会への問合せ対応の充実について、GMPに関する相談があった場合のフローチャートをお示ししている。
- ・ 14コマ目、GMP相談委員会を設け、相談者は協会事務局に相談し、必要に応じて、外部専門家の意見も聞きながら、協議していくという体制である。
- ・ 15コマ目、情報の共有及び対外的な発信として、各都道府県の薬務課を中心に説明とお詫びを実施するため訪問しているところ。2月から現在までで、福岡県を含め、32都道府県を訪問したところ。また、協会ホームページに特設サイトを開設し、取組状況の一元的な発信も実施しているところ。
- ・ 5番目として、2事案（小林化工・日医工）に関する検証等について、2社が公表した報告書等の内容をもとに、予防措置・是正措置（CAPA）事例を対象として検討し、今後の取組みに繋げたいと考えている。
- ・ 16コマ目。最後になるが、当協会では、ジェネリック医薬品に対する信頼の回復に向け、製造管理・品質管理の徹底、コンプライアンス・ガバナンスの徹底を図る取組みを不退転の決意で進め、その状況につきまして、適時公表してまいりたい。また、この取組みを必ずや成功させ、協会会員以外のジェネリック医薬品企業にも同様の取組みをおこなうことを呼び掛けることで、信頼性の高いジェネリック医薬品のみが市場に流通する状況を実現してまいりたい。この度はご迷惑をおかけし、大変申し訳ない。

<意見・質疑応答>

神村会長：16コマ目において、改善の状況について適時公表すると記載があるが、どのような形で公表するのか。

山崎委員：15コマ目の特設サイトからリンクしている特設ページにて、全ての取組を掲載しているところ。また、必要に応じ、当協会の会長による会見等を実施したりすることを検討している。今年4月には、全国の都道府県薬務課、全国健康保険協会（協会けんぽ）及び国民健康保険連合会の保険者の皆様に対し、WEBによる当協会会長の会見を実施したところ。今後も、会見やホームページへのご案内などにより、取組状況の公表をしてまいりたい。

事務局：安定供給確保の取組について、お伺いしたい。12コマ目、2(2)に記載のあるとおり、会員会社への増産計画アンケート実施について、5月20日に終了しているようであるが、アンケート結果の評価や、安定供給に関しての今後の取組

について、情報提供できることはあるか。

山崎委員：本日この場で情報提供できる内容も限られる状況であるが、例として製造の規模をスケールアップし、供給対応可能な体制を取れるよう、各社において品目等を検討しながら、増産体制の構築を進めているところ。

一方で、増産体制を構築するための製造所における準備（具体的にはバリデーションの構築や、都道府県によるGMP査察を受ける等）が必要であり、半年又はそれ以上の時間がかかってしまう性質のものである。

事務局：今般、一部の不適切な製造をしたメーカーの不祥事により、後発医薬品の使用促進は非常に大きな逆風を受けている。業界において見える化を実施し、行政としても使用促進における材料となれば有難い。しっかりと取り組んで公表していただき、御努力いただきたい。

山崎委員：承知した。

野崎委員：当会は、ジェネリック医薬品の流通を担っているところ。その中で、患者様をはじめ、各方面にご迷惑をおかけしているところであり、お詫び申し上げる。ジェネリック医薬品販社協会では、各ジェネリック医薬品の供給が儘ならない状況であるが、各メーカーの供給状況や、得意先における各ジェネリック医薬品の使用状況を調査する等、メーカーと医療現場との間に入って、出荷・納品可能なメーカーの紹介等を実施している。きめ細かに対応することで、現場にいち早く正確な情報提供をできるよう努力している。後発医薬品の供給不安が長続きしてしまっているところ。この問題の解消まで、しっかりと対応を継続してまいりたい。

寺澤委員：3コマ目、正会員の資格停止とあるが、もう日医工はジェネリック医薬品を出すことはできないのか。また、現在、ビタミンD製剤が非常に不足している状況であり、代用の医薬品もないため、医療現場は非常に困っている。対応について御努力いただきたいと考える。

神村会長：一日も早い対応をお願いします。

その他

神村会長：自身の所属団体で、ジェネリック医薬品使用促進に関しての取組があればご紹介いただきたい。

神村会長：福岡大学病院においては、バイオシミラーへの切替えを積極的に実施しているところなので、ご紹介させていただく。

以上